

令和8年9月実施
姫路市介護認定調査員採用試験案内
(会計年度任用職員)



しろまるひめ

- 試 験 日 令和8年9月5日(土)
- 受 付 期 間 令和8年8月7日(金)から
同年8月28日(金)まで
(持参の場合は土・日、祝日を除く。郵送の場合は
8月28日必着)
- 試 験 会 場 姫路市役所 10階 第4会議室
- 受 験 申 込 先 〒670-8501 姫路市安田四丁目1番地
姫路市役所介護保険課(市役所本庁2階)
電話番号 079(221)2447

職務内容・採用予定人数等

■ 職務内容

- 1 要介護（要支援）認定に係る認定調査業務及びこれに伴う業務
- 2 その他介護保険に関する業務

■ 採用予定人数

若干名

ただし、退職者等の状況によって、採用人数は前後する場合があります。

対象職員の育児休業期間中のみの採用となります。

※採用予定人数の若干名とは1～2名を意味します。

受験資格

次のすべての条件に該当する人

■ 1 下記の①～⑤いずれかに該当する人

- ①介護支援専門員の資格がある人
- ②保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士の資格を持ち、1年以上の実務経験がある人
- ③介護職員初任者研修修了者（旧ホームヘルパー2級以上）か社会福祉主事任用資格を持ち、社会福祉施設や医療機関などで3年以上の介護や相談援助業務の経験のある人
- ④社会福祉施設、医療機関等で5年以上の介護や相談援助業務の経験のある人
- ⑤姫路市非常勤嘱託職員又は会計年度任用職員の介護認定調査員として3年以上任用されていた人

■ 2 普通自動車運転免許証を有し、自家用車で業務を行うことができる人

■ 以下の地方公務員法第16条に定める採用に関する欠格事項に該当する場合は、受験できません。

- (1) 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 姫路市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (3) 日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

受験手続

■ 必要書類

受験申込書	本市所定のもの (本人の自筆により記入し、写真添付のこと)
エントリーシート	本市所定のもの (本人の自筆により記入)
受験票	本市所定のもの (本人の自筆により記入し、写真添付のこと)
資格を証明する書類 の写し	免許証や登録証など、資格を確認できる書類の写し
実務経験証明書	本市所定のもの (介護支援専門員の方は不要)
運転免許証の写し	普通自動車運転免許証の写し

提出方法等

- ① 受験申込書等本市所定の様式については、姫路市ホームページでダウンロードいただくか、介護保険課認定担当（079-221-2447）まで請求してください。
- ② 必要書類に必要事項を記入し、姫路市役所介護保険課へ持参するか、郵送してください。なお、受験に際して提出された必要書類は返却しません。
- ③ 記入内容に虚偽・不正があると、合格しても採用される資格を失います。
- ④ 写真（縦 4.5cm×横 3.5cm、上半身無帽、正面、申込前 3 か月以内に撮影したもの）を受験申込書及び受験票に貼ってください。写真は同じものを使用してください。

■ 申込期間

令和 8 年 8 月 7 日（金）から同年 8 月 2 8 日（金）まで
（持参の場合は土・日、祝日を除く。郵送の場合は 8 月 2 8 日必着）

■ 申込場所・時間

姫路市役所 2 階 介護保険課
〒670-8501 姫路市安田四丁目 1 番地
電話番号 079(221)2447
9 時 0 0 分から 1 7 時 0 0 分まで

採用試験

■ 日 時

令和 8 年 9 月 5 日（土）9 時 3 0 分集合 9 時 4 0 分開始

※ 原則として、筆記試験と面接試験を同日に行いますが、申込者が多数の場合は、面接試験を別の日程で実施することがあります。

■ 試験会場

姫路市役所 10階 第4会議室 (姫路市安田四丁目1番地)



- JRを利用する場合
- JR「姫路駅」下車南出口から南へ徒歩約20分
- バスを利用する場合
- 姫路駅（南口）「南21のりば」から約5分
- 「姫路市役所前バス停」下車すぐ
- 山陽電車を利用する場合
- 山陽電鉄「手柄駅」下車、東南へ徒歩約8分
- ※車でお越しの場合、市役所駐車場も駐車できます。

※ 試験会場では、換気のため、適宜、窓や扉を開けますので、温度調整のできる服装で来場してください。

■ 試験当日持参するもの

- 1 受験票
- 2 筆記具（鉛筆、消しゴム）
- 3 時計（単純な計時機能のみをもつもの）

■ 試験内容

- ・筆記試験（70 分、小論文）
- ・個別面接（筆記試験終了後、受験番号順に実施）

■ 試験の結果

試験結果は、令和8年9月上旬から中旬頃に受験者全員に郵送で通知します。

また、補欠合格を決定する場合があります。補欠合格者は、合格者の辞退等により採用予定人員に欠員が生じた場合に限り、成績順に繰上げ合格を決定します。

勤務条件等

■ 身分

地方公務員法第 22 条の 2 第 1 項第 1 号のパートタイムの会計年度任用職員として任用されます。

■ 任用期間

- ・ 令和 8 年 1 0 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- ・ 採用後 1 月間は、条件付採用期間となります。採用後 1 月間の勤務日数が 15 日に満たない場合は、条件付採用期間が延長されます。
- ・ 対象職員の育児休業期間の終了日を超えて再度の任用をされることはありません。

■ 勤務場所

姫路市介護保険課分室（姫路市御立西 5 丁目 6 － 2 6）

■ 勤務時間

週 3 0 時間（1 日 6 時間、週 5 日勤務） で 8 時 3 5 分～ 1 7 時 0 0 分の間でシフト制勤務とします。

- (1) 1 2 時～ 1 3 時は休憩時間
- (2) 毎週土・日、祝日及び年末年始（1 2 月 2 9 日～ 1 月 3 日）を除く

■ 報酬等

月額基本報酬 2 0 5, 7 9 8 円（令和 8 年度実績）
基本報酬のほかに、通勤手当に相当する費用及び期末・勤勉手当並びに自家用車を公用として使用する場合はその旅費が支給されます。
制度改正等により、金額は変更されることがあります。

■ 休暇

年次有給休暇、特別休暇等（本市の規程に基づいて付与されます。）

■ 福利厚生

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

■ その他

副業をしている場合はその旨を届け出る必要があります。その上で、本市の勤務時間を合わせた週当たりの勤務時間が 3 8 時間 4 5 分以下となるようにしていただく必要があります。